

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7） 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。</p> <p>a （略）</p> <p>b <u>国際統一基準行等</u>にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。</p> <p>（a） 単体又は連結普通株式等Tier1比率（農林中央金庫及び<u>国際統一基準金庫</u>にあつては、単体又は連結普通出資等Tier1比率とする。）が4.5パーセント及び2.25パーセントを下回ったとき。</p> <p>（b）・（c）（略）</p> <p>c <u>国内基準行等</u>にあつては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき。</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7） 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。</p> <p>a （略）</p> <p>b <u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</u>にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。</p> <p>（a） 単体又は連結普通株式等Tier1比率（農林中央金庫にあつては、単体又は連結普通出資等Tier1比率とする。<u>以下同じ。</u>）が4.5パーセント及び2.25パーセントを下回ったとき。</p> <p>（b）・（c）（略）</p> <p>c <u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等</u>にあつては、<u>海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき。</u></p>

<p>d (略)</p> <p>(8) ~ (9) の2 (略)</p> <p><u>(9) の3 前2号に規定する処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。</u></p> <p>(10) ~ (24) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>d (略)</p> <p>(8) ~ (9) の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) ~ (24) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

2 附 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。